

「観光・防災Wi-Fiステーション 整備事業」の概要

総務省 北陸総合通信局
情報通信振興室

平成27年5月12日

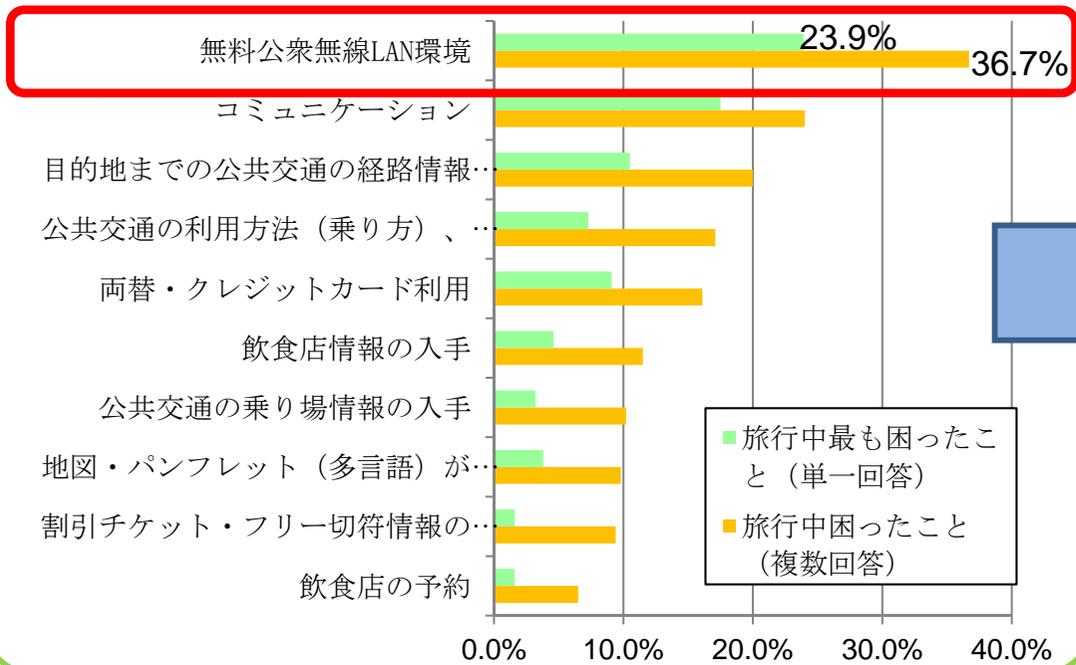
「TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会」説明資料

1. 本事業実施の背景

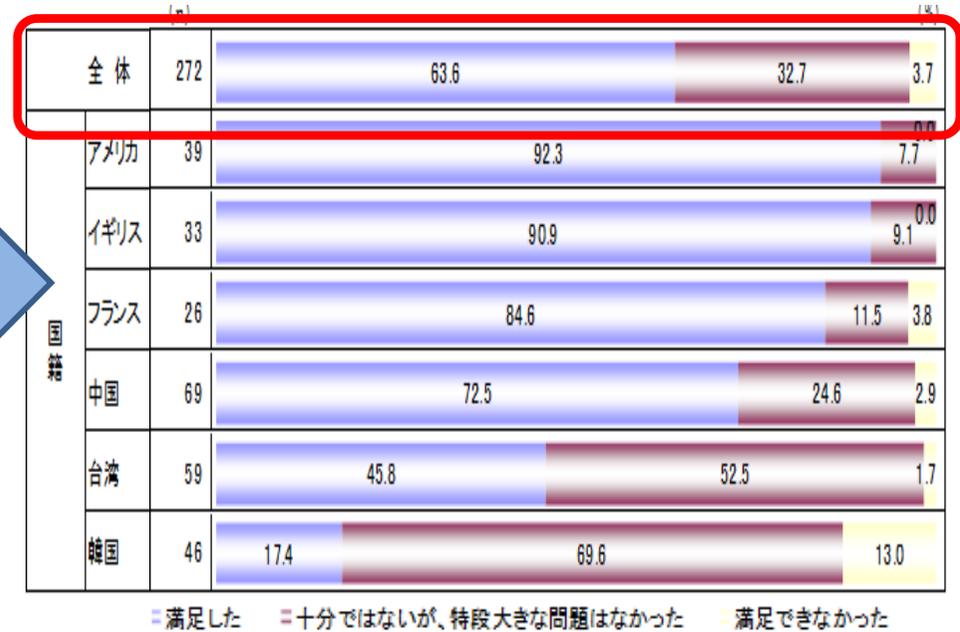
訪日外国人観光客によるWi-Fi利用の概況

- 無料Wi-Fiに不満足な訪日外国人は2011年10月には36.7%に達したが、2013年12月には3.7%に減少。
- 十分ではないとの回答も32.7%あり、引き続きWi-Fi環境の整備に努めることが必要。

(2011年10月観光庁調査)



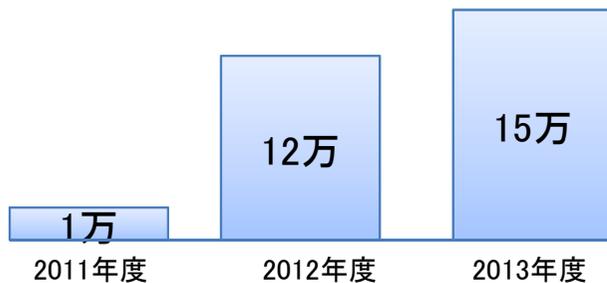
(2013年12月総務省調査)



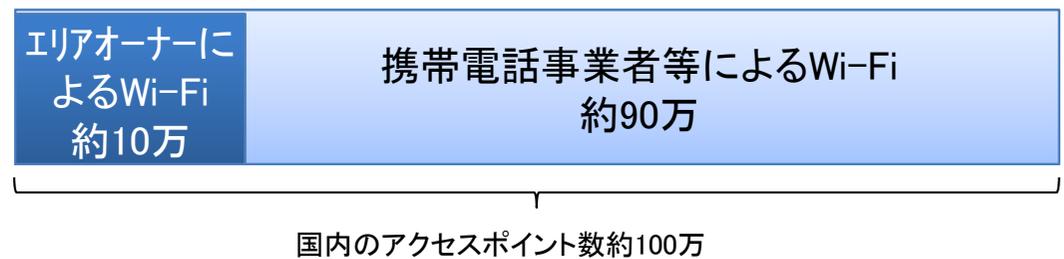
○キャリアフリー※のアクセスポイントが訪日外国人の多い交通動線等で拡大。地方都市も含めた全国普及が必要。

(※: エリアオーナーによるWi-Fiで、日常利用する携帯電話事業者によらず無料で接続可能)

あるWi-Fi通信事業者によるWi-Fiのアクセスポイント数の推移



国内のWi-Fiのアクセスポイント数(総務省の聞き取りによる大まかな推定)



- 訪日外国人にとって日本滞在中にあると便利な情報は、「無料Wi-Fi」(47%)が一位。「観光・レジャー」目的では「無料Wi-Fi」(53%)、「業務」目的では「交通手段」(45%)がそれぞれ一位。
- 訪日外国人の利便性を高めるためには、スマートフォンやタブレット端末等への観光情報提供を円滑に行うことが重要。

日本滞在中にあると便利な情報^注(来訪目的別、複数回答)【平成26年1-3月期】

◆回答者全体



◆観光・レジャー目的



◆業務目的



注) グラフの数値は、国籍・地域別のJNTO訪日外客数(一部推計値を含む)によるウェイトバック処理を施して算出している。

2. 本事業の概要

「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」の概要

観光拠点及び防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○H27当初予算:2.5億円(H26補正予算:8.0億円)

○補助対象先:① 観光拠点:観光案内所、文化財、自然公園、博物館等

② 防災拠点:緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

○補助率:地方公共団体:1/2、第三セクター:1/3、交付額の下限は100万円

○公共事業・非公共事業の別:公共事業

イメージ図

観光拠点では、
移動環境に適したWi-Fiにより、
訪日外国人等、観光客の
利便性を向上

防災拠点では、
耐災害性の高いWi-Fiにより、
来訪者や住民の
災害時の安全を確保



観光拠点

観光案内所



博物館



自然公園



文化財



- ・必要な観光関連情報を収集
- ・観光客が旅行体験等を発信

防災拠点

役場本庁舎



避難場所



避難所



- ・必要な災害関連情報を収集
- ・被災状況等を各所に配信

観光客・住民等

(定義)

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

観光拠点及び防災拠点(次頁以降参照)

観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信するために、Wi-Fiステーション(無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備をいう。以下同じ。)及び無線アクセス装置を、次のアからケまでのいずれかの箇所において整備するとともに、これらを通じて観光客や住民等に提供すべき情報を配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体が策定した整備計画に基づき、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

(交付要綱案より抜粋)

すなわち

観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行う事業。

本事業の対象となる拠点の考え方

民間主導

行政主導

商業施設

<訪日外国人の動線を踏まえた整備箇所のイメージ>



(公共的な)観光拠点

防災拠点



投資インセンティブが大

- ・人口集中による通信量の輻輳を回避
- ・施設の集客力を高め、収益増に貢献

投資インセンティブが小

- ・公共的な観光資源への外国人受入を拡大
- ・災害時における防災拠点の環境を整備

施設所有者への働きかけを実施

整備を行う自治体への支援を実施

官民連携(PPP)による整備を計画的に展開

(自治体による整備計画の策定を求め、官民の役割分担を明確化)

本事業の補助対象箇所

補助対象箇所は、交付要綱案第3条に定める以下の箇所とする(下図参照)

施設名称	詳細
ア 世界遺産	◆世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条に規定する世界遺産一覧表に記載された文化遺産又は自然遺産
イ 博物館	◆博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館 ◆同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設
ウ 自然公園	◆自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園内に設置される施設であって、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)第1条第1項第1号の道路及び橋、同項第2号の広場及び園地、同項第4号の休憩所、展望施設及び案内所並びに同項第9号の博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
エ 都市公園	◆都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号に規定する公園又は緑地、 ◆都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第4号に規定する主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園 ◆主として運動の用に供することを目的とする都市公園 ◆一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの ◆レクリエーション都市整備要綱(昭和45年12月10日建設省決定)に基づき設置されるレクリエーション都市
オ 文化財(国指定等)	◆文化財保護法(昭和25年法律第204号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財のうち有形文化財 ◆同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財 ◆同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財 ◆同法第90条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形の民俗文化財 ◆同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物 ◆同法第132条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された記念物 ◆同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観 ◆同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区 ◆それらの文化財を有する拠点
カ 文化財(地方公共団体指定)	◆文化財保護法第182条第2項の規定により指定された文化財であって、本号オの文化財に類するもの
キ 観光案内所	◆独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針(平成26年8月観光庁改定)に基づき認定する外国人観光案内所 ◆地方公共団体、第三セクター法人又は独立行政法人国際観光振興機構が設置又は運営するものに限る。
ク 官公署	
ケ 指定避難場所及び指定避難所等	◆災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定により指定された指定緊急避難場所 ◆同法第49条の7第1項の規定により指定された避難所 等(注)

(注)避難場所及び避難所等に関しては、上記の指定施設以外にも、地方公共団体が条例で定める指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設及び災害対策基本法に基づき地方公共団体が定めた防災計画において位置づけられた指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設を含む

本事業の補助対象箇所の考え方①

補助対象箇所について、対象・対象外の考え方は以下のとおり(下図参照)

	補助対象	補助対象外
ア 世界遺産	世界遺産	—
イ 博物館	登録博物館、博物館に相当する施設(指定)	左記以外(博物館法上の博物館等以外)の博物館、博物館に相当する施設 (注)
ウ 自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園、国定公園、都道府県立自然公園内の公園施設 ①道路及び橋 ②広場及び園地 ④休憩所、展望施設及び案内所 ⑨博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外(自然公園法上の自然公園以外)の公園 ・左記以外の公園施設 ③宿舎及び避難小屋 ⑤野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、乗馬施設 ⑥車庫、駐車場、給油施設、昇降機 ⑦運輸施設(自動車、船舶、水上飛行機、鉄道、索道、一般自動車道、係留施設等) ⑧給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚水処理施設 ⑩植生復元施設、動物繁殖施設 ⑪砂防施設 ⑫自然再生施設 (注)
エ 都市公園	都市基幹公園、大規模公園、国営公園	住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)、緩衝緑地等(特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道) (注)

本事業の補助対象箇所の考え方②

	補助対象	補助対象外
才 文化財(国指定等)	・有形文化財 重要文化財及び登録有形文化財	・有形文化財 左記以外の有形文化財
	—	・無形文化財 演劇、音楽、工芸技術等
	・民俗文化財 重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財 (衣服、器具、家屋等)	・民俗文化財 無形民俗文化財(風俗慣習、民俗芸能、民俗技術)
	・記念物 【指定】史跡、名勝、天然記念物 【登録】登録記念物	・記念物 左記以外の記念物
	・文化的景観	—
	・伝統的建造物群保存地区	—
	— —	・文化財の保存技術 ・埋蔵文化財
カ 文化財(地方公共団体指定等)	上記才の補助対象に類する文化財	上記才の補助対象外に類する文化財
キ 観光案内所	・地方公共団体、3セク、公益法人、一般社団法人、一般財団法人が運営又は設置する観光案内所 ・JNTOが認定する外国人観光案内所	・左記の主体以外が運営又は設置する観光案内所 (注)
ク 官公署	官公署	公民館、図書館、病院、福祉施設 (注)
ケ 避難所、避難場所	指定緊急避難場所・指定避難所等	—

(注)施設等が「ケ 避難場所・避難所」に該当する場合は補助対象となる。

本事業の補助対象経費

補助対象経費は、交付要綱案別表に掲げる経費である(下図参照)

交付対象	内容
施設・設備費	(1)次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア)局舎・センター施設 (イ)鉄塔 (ウ)外構施設 (エ)伝送路設備(※注①) (オ)無線アクセス装置 (カ)送受信装置 (キ)構内伝送路 (ク)電源設備(予備電源設備を含む) (ケ)監視制御・測定装置 (コ)情報通信端末(※注②) (サ)その他事業を実施するために必要な経費 (2)(1)に掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費(※注③) (3)附帯工事費(※注④)
用地取得費・道路費	(1)前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む) (2)附帯工事費
企画・開発費 (※注⑤)	(1)ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む) (2)その他事業を実施するために必要な経費(※注⑥)

※注

- ① 長区間にわたり、有線により線路設備を設ける場合(例:光ファイバーケーブルで集落間を結ぶ等)は原則として対象外。
無線を利用した伝送路設備については、効率性の観点から必要性が認められる場合に対象。
- ② 複数の者が利用することを念頭に補助事業者が補助対象施設に設置する端末であって、補助事業により整備する無線アクセス装置と一体となって利用するもの(観光・防災Wi-Fiステーションに搭載するカメラやサイネージ等)を想定。
- ③ 交付要綱の補足事項別紙に列挙している。
- ④ 事業全体の諸経費を含む。
- ⑤ 企画・開発費に要する経費に関しては、**総事業費の5割を超えないものとする。**
- ⑥ ソフトウェアについて、事業目的達成のためには必要だが購入による調達が困難な場合である場合等に限り、開発を認める。

※ランニングコストについては補助対象外

「Wi-Fiステーション」とは

本事業における「Wi-Fiステーション」の定義

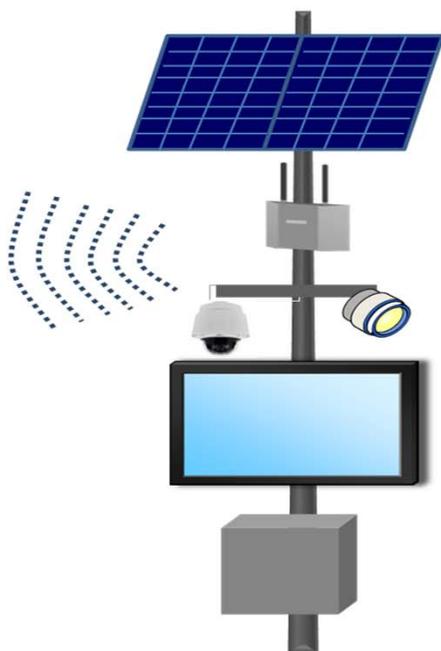
→ 鉄柱(コンクリート柱)等に無線アクセス装置を搭載した施設を建設するもの。

※なお、事業の趣旨等を踏まえ、事業実施主体は、無線LANアクセスポイントの整備に当たっては、一定程度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本とする。

「Wi-Fiステーション」には、無線LANアクセスポイントに加え、地域のニーズに応じて太陽光発電設備や蓄電池等、広く一斉に情報を配信するという事業の目的達成に資する機能を搭載できるものとする(こうした設備が交付要綱別表に掲げる補助対象に合致する場合は、補助対象となり得る)。

搭載機能(例)

以下のような機能を、地域がニーズを踏まえて選択的に実装することを想定



○ 太陽光パネル・蓄電池等

- ・停電などにより災害時に公衆無線LANが使えないと支障の生ずる避難場所や、観光客が多数集積する広場等に設置することを想定

○ 街路灯

- ・夜間でもWi-Fiステーションが十分に利用されるために整備
- ・夜間に災害が発生した際にも、避難場所に住民等が容易に避難できる環境を確保

○ 監視カメラ(情報収集カメラ)

- ・災害時における避難所や道路、河川の様子などを把握するための手段として、WEBカメラ等の設置を想定
- ・平時は地域の見守り用カメラ等として活用

○ サイネージ

- ・災害時に、スマートフォンやタブレット端末を有していない高齢者等の情報弱者にも、災害関連情報を確実に伝達
- ・平時には、行政情報や観光情報の配信により、観光客の利便を確保

※上記を踏まえ、

- 主に特定個人の利用を対象とした付加設備(テレビ会議システムと画面等)は、補助対象としては認められない。
- 防災無線については、地方自治体において整備すべきものとされていることを踏まえ、事実上防災無線と同様の機能と考えられるスピーカー等については、広く一斉に情報を配信するものであるが、補助対象としては認められない

本事業により整備する無線LANアクセスポイント(※)には、以下の要件を設けるものとする。

※ Wi-Fiステーションに整備するものと、主にアクセスポイントの設置のみを行う箇所の双方を含む。

- ① **固定式**(Wi-Fiステーション及び壁面等に**固着**)のものであること。
→可搬型のアクセスポイントは補助対象外。
- ② 整備箇所のうち**一定程度以上は建柱し、Wi-Fiステーション**として整備すること。(再掲)
→事業趣旨及び本事業が公共事業であることを踏まえた対応。

加えて...

- 無線アクセス装置の耐用年数が10年間であることを踏まえると、堅牢なアクセスポイントの採用が望ましい。
- 無線LANアクセスポイント(Wi-Fiステーションを除く。)を整備する場合、周辺設備としては、停電に備えるための無停電電源装置等のみを補助対象とする。

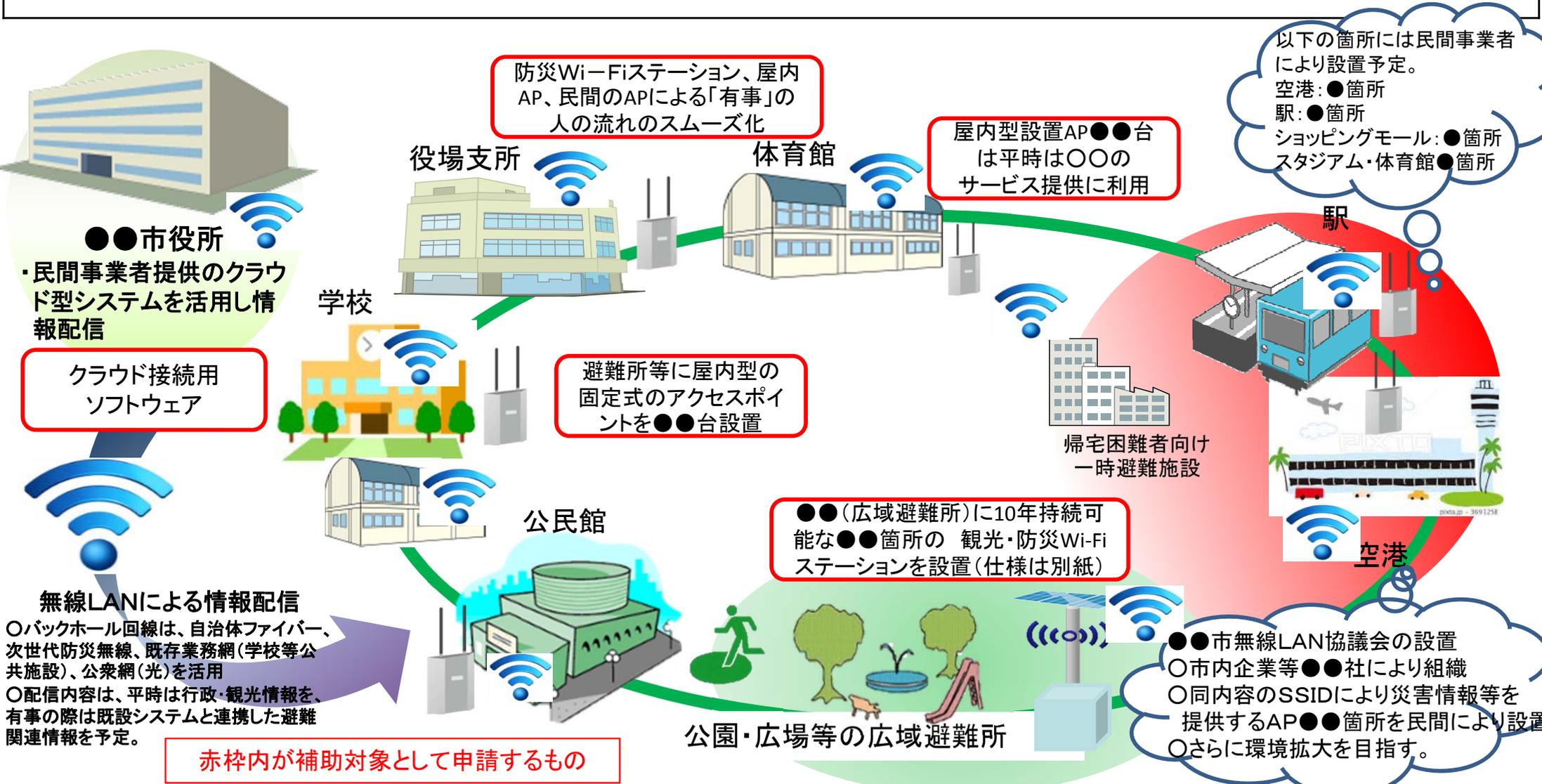
事業概念図
記入例①

全体概要

・発災時～避難所開設～避難所移転・集約～避難所閉鎖までの期間を通じ、地域住民の避難行動、避難所での情報支援を行う

要点

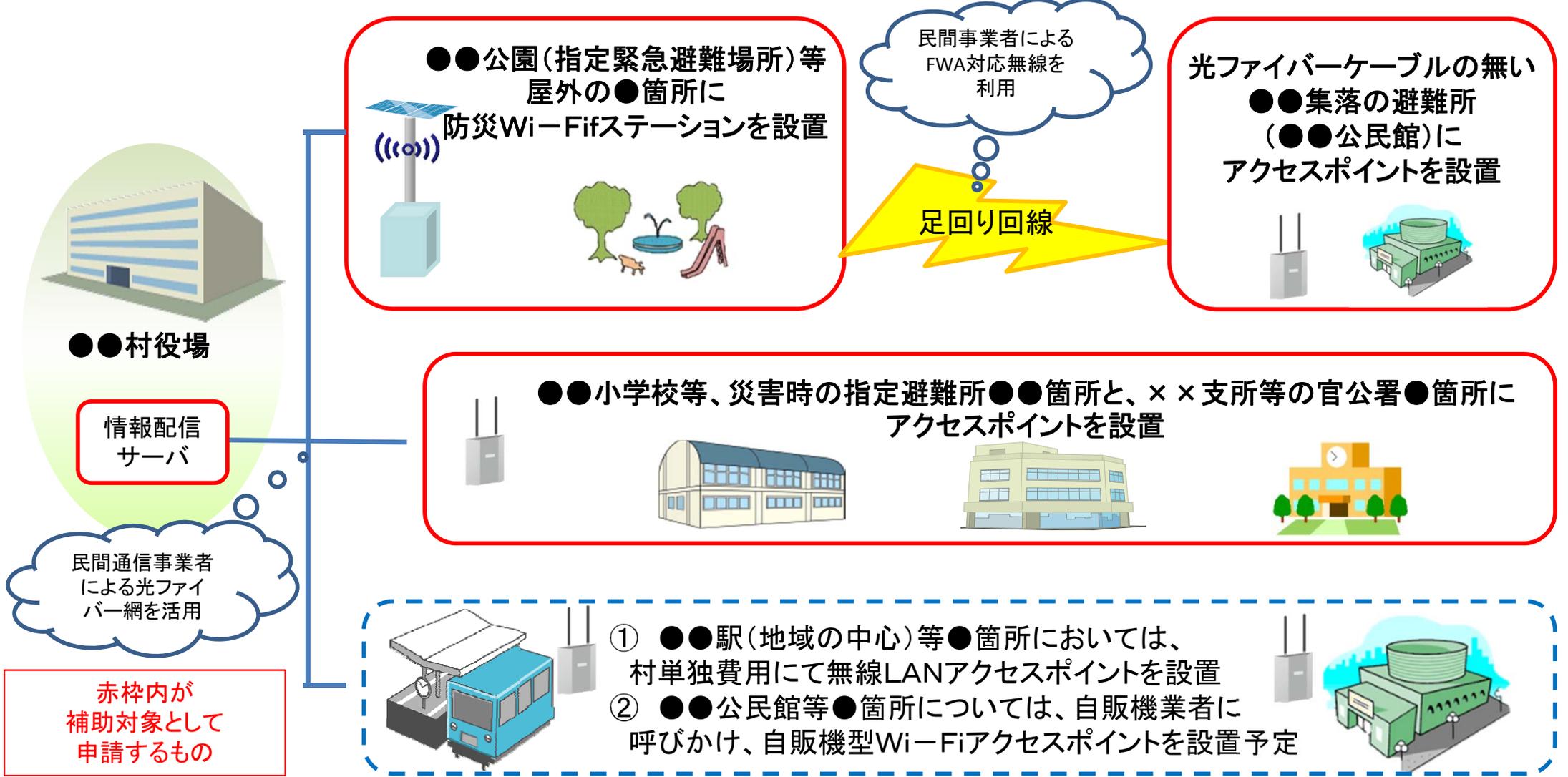
・自治体の持つ災害関連情報の提供、緊急事態時の重層的なインターネット接続手段の一環を提供することを可能とし、防災・減災に資する地域防災計画の一要素とする。



事業概念図
記入例②

全体概要
 ・発災時～避難所開設～避難所移転・集約～避難所閉鎖までの期間を通じ、地域住民の避難行動、避難所での情報支援を行う

要点
 ・自治体の持つ災害関連情報の提供、緊急事態時の重層的なインターネット接続手段の一環を提供することを可能とし、防災・減災に資する地域防災計画の一要素とする。



3. 整備及び運用について

整備及び運用の手法について

本補助事業は、観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信する目的としていることから、この点を踏まえた上で、補助の効果を最大限に生かせる運用が重要となる。

また、運用に当たっては、例えば以下に掲げる点に留意すること。

- ① 整備した設備は、防災目的の整備でもできる限り平時の利活用を推進すること。
- ② 特に無線LAN環境については、整備や運用に当たって、民間事業者（通信事業者や整備箇所の施設所有者等）と適切に連携すること。
- ③ 整備した設備は、原則として利用者が無料で利用手続を行えるようにすること。

（例①） 想定される平時利活用の手法
→行政情報や観光情報の配信など。

（例②） 想定される民間事業者との連携
→・民間通信事業者等にアクセスポイントの設置を呼びかける等による整備経費の削減。
・認証画面での広告掲載、無線LAN機器の運用委託等による運用経費の削減。
・民間整備のアクセスポイントと共通SSIDの利用、無線LAN環境整備について話し合う協議会の開催などによる平時利活用の促進。

以上のような点について、「整備計画」及び「運用の指針」に記載。

① 「整備計画」について(交付要綱案様式第1号別紙2)

- 要綱案第3条(1)において、作成が求められている(様式も要綱案に掲載)。
- 記載内容は、「Wi-Fiステーション等を整備する箇所」及び「整備に当たっての民間通信事業者等との協力にかかる考え方」。

記載内容の例

- Wi-Fiステーション等を整備する箇所を記載する。(必要に応じて一覧表にして提出)
- 「民間通信事業者等との協力」については、整備箇所のうち、民間通信事業者等により無線LAN環境の整備を行う箇所と、自治体により整備する箇所の区別について記載。(必要に応じて一覧表にして提出)
 - ・民間事業者との協力により公衆無線LAN環境の整備がなされている箇所があれば列挙する。
(例:自治体として無線LAN環境を整備したい箇所だが、民間事業者による整備がなされているため、公費による整備が不要になった箇所等。)
 - ・自主財源で公衆無線LAN環境を整備する(した)箇所があれば列挙する。
(例:本補助の要件を満たさないため自費で整備する箇所等。)

※ なお、補助事業者が第三セクター企業である場合でも、「整備計画」の策定主体は地方公共団体とする。

② 「運用の指針」について

- 様式第1号別紙1の添付書類として作成が求められている。
- 記載内容は、具体の利活用の手法(認証方法を含む)や、民間連携・自主事業の状況、地域としての観光・防災Wi-Fiステーション整備に対する考え方などを想定。
- 様式の例は、ホームページ上に掲載。

その他本事業に関するよくある質問

1	観光拠点、防災拠点のどちらかのみを対象に整備してもよいか。また、どちらが優先されるのか。	<u>どちらかの拠点だけでも両方の拠点としても可能</u> 。ただし、防災拠点での整備であっても、できる限り平時の利活用(観光振興目的での活用など)を推進すること。なお、採択に当たっては、観光拠点、防災拠点のどちらかの拠点が優先されるということはない。
2	整備する公衆無線LANの形式に制限はあるか。	本事業は公共事業であることから、 <u>無線LANのアクセスポイントを、壁面等に固定することが最低条件</u> (可搬型は不可)。加えて、事業の趣旨を踏まえ、 <u>屋外にWi-Fiステーションを一定程度整備することが必要</u> 。
3	整備する公衆無線LANの箇所数に制限はあるか。事業費の上限はあるか。	あらかじめ決まったものはないが、 <u>補助の応募状況によっては、制限されることがあり得る</u> 。
4	「Wi-Fiステーション」への搭載機能に制限はあるのか。	防災無線の他、 <u>必要以上に高機能なもの</u> (例えば大がかりな自家発電設備等)は、 <u>対象外</u> である。
5	道の駅は補助対象となるか。	当該道の駅が本事業における <u>観光拠点、防災拠点の要件に該当する場合にのみ対象</u> となる。(例)指定避難場所、道の駅内の観光案内所 等 なお、道の駅のWi-Fi整備については、国土交通省の直轄道路事業費又は社会資本整備総合交付金が活用できる可能性があるため、検討することが望ましい。
6	「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の対象となるか。	<u>平成27年度当初予算における交付決定分については、①公共事業等債、②過疎対策事業債、辺地対策事業債、③一般補助施設整備等事業債の活用が可能となる見込み</u> 。 <u>交付金は、「宿泊施設や観光施設、交通施設、飲食・商業施設等」へのWi-Fi整備に係る経費に対して充当するとされているが、本事業で補助を受けた事業・対象設備については、交付金を充当することはできない</u> と考えられる。